平成２９年（フ）第１５９号
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺226番地３　ＯＣＥＡＮ　ＶＩＬＬＡ　３Ｆ
債務者　笠間ナンシーこと　カサマ　ナンシー　プレチェテェロ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市住吉２丁目１番29号　ハイム桑江２－Ｄ
債務者　友利　寿夫
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１６７号
沖縄県沖縄市松本５丁目18番７号　仲本アパート206号室
債務者　坂東　茂孝
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２４０１号
神奈川県鎌倉市大船４丁目18番11号　やまに荘202
債務者　竹内　敏彦
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４５号
北海道旭川市永山５条２丁目５番13号
債務者　浅野　雅美（旧姓寺山）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０９９号
大阪市東淀川区下新庄２丁目14番18号桑原ハイツ401号、住民票上の住所大阪府豊中市稲津町２丁目12番11号
債務者　大西　裕子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３４号
大阪府大東市深野北１丁目12番３号　パルシオ深北206号
債務者　大倉　奈美（旧姓會町）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８７号
大阪府寝屋川市香里北之町22番14号（201号）
債務者　川田　和幸
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３号
栃木県宇都宮市下栗町765－２　ゴールドライフマンション宇都宮　606号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市松原１丁目190番地
債務者　豊田　浩己
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４８号
栃木県真岡市熊倉１丁目13番地10　仲島アパートＣ号、前住所栃木県真岡市亀山１丁目24番地21
債務者　ロドリゲス　ウィリアムこと　ロドリゲス　ロサリオ　ウイリアム
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４９号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地54　レジデンス曙203号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字下稲葉1474番地１
債務者　田村　雅宏
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５５号
栃木県小山市大字横倉新田283番地７　エルディム若月Ｄ棟201号、前住所茨城県猿島郡境町大字上小橋164番地　ハイツヌマジリ202号
債務者　萩谷　浩之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２８号
岡山市北区庭瀬28番地５　コーポ山本岡山庭瀬203号、旧住所高知市鴨部高町139番地　ミタニマンション607号
債務者　小谷　洋平
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止の取消決定確定及び免責許可申立に関する意見申述期間

次の破産事件について、破産手続廃止の取消決定が確定した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４４１号
静岡市駿河区桃園町11番５号（旧住所）静岡市駿河区高松2458番地の９
破産者　水野　裕也
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　平成29年９月26日にした破産手続廃止の決定は取り消す。
3　決定確定日　平成29年10月31日
4　破産管財人　弁護士　若狭　秀和
5　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時30分
6　免責審尋の期日　平成30年１月15日午前11時30分と変更
7　免責意見申述期間　平成30年１月12日までと変更
静岡地方裁判所民事第２部